

令和3年4月3日

お客様各位

モリタテニススクール靱

蔓延防止等重点措置に伴う対応について

日頃よりモリタテニススクール靱をご愛顧賜り、誠にありがとうございます。

新型インフルエンザ等蔓延防止等重点措置に伴い、大阪市より連絡があり、運動施設に対しても時短営業協力の働きかけがございました。

これを踏まえ、靱テニスセンターは2021年4月5日（月）から5月5日（水）までの間、営業時間を20時までに短縮させていただくこととなりました。

モリタテニススクール靱のナイタークラスのお客様にはご迷惑をお掛け致しますが、ご理解ご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

営業時間の短縮に伴い、20時以降にかかる下記レッスンを対象として上記の期間休講とさせていただきます。

（休講対象レッスン）

月曜日から日曜日 （19時40分から21時00分）クラス

休講対象レッスンにご在籍のお客様の対応に関しましては、別途、メールにてお知らせいたします。

今回休講対象レッスンの再開は、5月6日（木）を予定しておりますが、今後の状況変化に伴い、変更する場合がございます。変更等の情報は、ホームページ・SNS等にも引き続き配信してまいります。

ご不明な点がございましたらフロントまでお問い合わせ下さい。

モリタテニススクール靱は、お客様の健康の為に、安心してスポーツや運動を継続していただけるように新型コロナウイルス感染拡大防止対策の強化、徹底に取り組んでまいります。

皆さまのご理解、ご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

まん延防止等重点措置を実施すべき区域における要請内容

別添資料1

- ① 区域 **大阪府全域**
- ② 要請期間 **4月5日～5月5日**
- ③ 実施内容

●府民への呼びかけ

- 4人以下※1でのマスク会食※2の徹底（特措法第31条の6第2項）
- 少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること（特措法第31条の6第2項）
- 営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないこと
（特措法第24条第9項、第31条の6第2項）
- 歓送迎会、宴会を伴う花見は控えること（特措法第24条第9項）
- 大阪市内における不要不急の外出・移動は自粛すること**（特措法第24条第9項）
- 大阪府外への不要不急の外出・移動は自粛すること（特措法第24条第9項）

※1 家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りでない
 ※2 疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない

1

【協力依頼（大阪市内）】

対象施設	協力依頼内容
運動施設、遊技場	以下の内容について、協力を依頼 ・営業時間短縮（5時～20時） ただし、酒類の提供は11時～19時 ・催物の開催制限に係る施設は、 イベントの開催要件を守ること。 ・入場者の整理誘導等を行うこと。
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場又は公会堂、展示場	
博物館、美術館又は図書館	
ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）	
遊興施設※	以下の内容について、協力を依頼 ・営業時間短縮（5時～20時） ただし、酒類の提供は11時～19時 ・入場者の整理誘導等を行うこと。
物品販売業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需物資を除く）	
サービス業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需サービスを除く）	

※ 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。
 ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請・協力依頼の対象外。

4